

文書調査分析・削減支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により、「文書調査分析・削減支援等業務委託業務」を実施するための事業者選定の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

文書調査分析・削減支援等業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容・履行場所等

別紙「文書調査分析・削減支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

(5) 委託金額

本業務の事業費限度額は4,999,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

(6) 支払い条件

業務完了確認後の一括払いとする。

3 担当課

鎌倉市総務部総務課総務担当（担当：前重、高橋）

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467-23-3000（内線2242）

FAX：0467-23-8700

メールアドレス：sohmu@city.kamakura.kanagawa.jp

※受信メールの上限容量は15MBになります。

（それ以上の場合は直接ご相談ください）

※受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。

4 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、本プロポーザルの公表日から業務委託契約締結日までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度（2025・2026年度）の本市の入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された営業種目及び細目の登録を認められていること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準(平成 28 年 3 月 31 日)の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月条例第 11 号)第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (6) 当該プロポーザルの募集開始日から過去 2 年以内に、銀行取引停止処分を受けていない者。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 当該プロポーザルの募集開始日から過去 6 箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 令和 4 年(2022 年)4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体において、本業務の内容と同種の業務を、元請として受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。

5 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとする。

(1) 参加申込み期間

令和 7 年(2025 年)7 月 16 日(水)～7 月 31 日(木)午後 5 時

(2) 提案書等の作成に係る質問の受付期間

令和 7 年(2025 年)7 月 16 日(水)～7 月 22 日(火)午後 5 時

(3) 提案書等提出期間

令和 7 年(2025 年)8 月 6 日(水)～8 月 14 日(木)午後 5 時

(4) プレゼンテーション(ヒアリング)

令和 7 年(2025 年)8 月 22 日(金)(予定)

(5) 最優秀提案の選出・結果通知

令和 7 年(2025 年)8 月 28 日(木)(予定)

6 参加申込み・資格審査

参加者は、参加申込書類をメールに添付して提出すること。メールの件名は「文書調査プロボ参加申込(事業者名)」とし、メール送信後、必ず担当課に受信確認の電話をすること。受付期間内に提出しなかった場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 参加申込み期間(再掲)

令和 7 年(2025 年)7 月 16 日(水)～7 月 31 日(木)午後 5 時

(2) 提出書類（押印不要）

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル参加表明書	指定様式1
②	業務実績書	指定様式2
③	会社概要等が分かる書類	パンフレット等

(3) 参加資格の審査等

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和7年（2025年）8月5日（火）（予定）までに参加資格の審査結果について電子メールで通知する。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）は、提案書等の提出及びプレゼンテーション（資格審査通過者のみ）に参加する。

7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式3）を提出すること。

(1) 提案書等の作成に係る質問の受付期間（再掲）

令和7年（2025年）7月16日（水）～7月22日（火）午後5時

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、電子メールに添付して総務課へ提出する。

※メール送信後、総務課に受信確認の電話をすること。

(3) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和7年（2025年）7月28日（月）（予定）までに本市ホームページ上にて公表。

8 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を提出すること。

(1) 提案書等提出期間（再掲）

令和7年（2025年）8月6日（水）～8月14日（木）午後5時

(2) 提出書類

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル 届出書兼誓約書	指定様式 4
②	実施体制調書	指定様式 5
③	業務スケジュール	任意書式（※1週間単位の週間工程表で作成すること）
④	提案書	任意様式（A4、20 ページ程度まで） ※提案する内容に実績がある場合は、実績に基づく有効性を明記すること。 ※提案内容は、文章・図表等により簡潔かつ明瞭に記述すること。 ※作成にあたっては、別紙「仕様書」「審査基準」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で、各業務内容における具体的な実施方法や得られる成果物のイメージを含めること。
⑤	見積書	任意様式。本業務に係る費用を見積もること。 積算内訳を記載すること。
⑥	その他	提案する企画や性能が分かる資料等
（提出書類作成に関する注意事項） ・ 全て押印不要とする。 ・ ①～⑥の全てを電子データ（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PDF 等）として提出すること。 ・ 電子保存の際は、正本（①～⑥を一式）、副本（②～④、⑥を一式）に分けること。 （正副それぞれ1つの電子ファイルにまとめる、もしくは、正副でフォルダを分けるなどの方法は問わない） ・ 正本だけに事業者名や担当者を入れ、副本には、事業者名、担当者名及び事業者が特定できる箇所を全てマスキング（黒塗り）し、提出者が分からないような処理を施すこと。		

(3) 提出方法

提案者は、提出書を電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの件名は「文書調査プロポ企画提案（事業者名）」としてください。メール送信後、必ず担当課に受信確認の電話をしてください。

9 プレゼンテーション（プロポーザルに係るヒアリング）

参加事業者は、提出した提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日（再掲）

令和 7 年（2025 年）8 月 22 日（金）（予定）

※実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行う。

(2) プレゼンテーション会場等

時間及び場所等の詳細については別途連絡する。

(3) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席とすること。

また、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者のうち、主となる者が行うこと。

(4) プレゼンテーション審査内容

20分間のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中でも終了とする)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(15分程度。質疑応答の内容により15分を超える場合もある)を行う。なお、プレゼンテーションは匿名で行いますので、投影資料を含めて提案者が特定可能となるような表現は行わないこと。また、モニターは市が用意することから、モニターを使用する場合は、総務課に事前に連絡すること。その他説明に必要なものは、事業者が用意すること。

(5) その他

プレゼンテーションは非公開とする。

10 選定方法

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、文書調査分析・削減支援等業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が次のとおりに選定を行う。

(1) 評価基準

別紙「文書調査分析・削減支援等業務委託審査基準」(以下「審査基準」という。)のとおりに

(2) 契約予定事業者の審査

委員会の委員は、個々の提案者の提案書及びプレゼンテーションを個別に審査する。詳細は、別途定める審査基準による。

※ 審査を効率的に行うため、審査基準の評価項目1から3までの評価は、事務局が事前に審査基準に基づき採点を行い、その結果を委員が確認する方法で行う(35点満点)。

※ 審査基準の評価項目4から6までの合計を、各委員の評価点(65点満点)とする。

※ 評価項目に対する記載が欠落しており評価が困難な場合は0点とする。

(3) 契約予定事業者の選定

総合評価点(審査基準の全ての評価項目の合計)の平均(小数第2位を四捨五入)が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い者を次点の事業者とする。同点の場合は、審査基準の評価項目4から6までの合計得点が高い者を優先する。さらに、それでも同点の場合は、審査会の投票で決定する。

また、選定に際しては総合評価点の6割に相当する60点を最低基準とし、総合評価点の平均(小数第2位を四捨五入)がこの基準を満たさない者は、選定対象外とする。

なお、提案者が1者の場合でも選定を行う。

(4) その他

委員会は非公開とする。

11 結果の公表

選定結果については、契約締結後、本市ホームページで公表するとともに、令和7年(2025年)8月28日(木)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する(予定)。

12 契約締結等

最優秀提案者との契約は、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、委託上限額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定した上で行うものとする。

なお、最優秀提案者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、順次次点の事業者と契約交渉を行う。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (9) 各前号に定めるもののほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為や提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、次の場合において、提出された書類等が無償で使用する権利を持つものとする。
 - ア 提案書の提出者の選定及び受注候補者(及び次点候補者)の特定のために使用する場合
 - イ 鎌倉市情報公開条例に基づき公開する場合
 - ウ アの選定及び特定又はイの公開等のために複製を作成する場合
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 「6 参加申込み」の後に、辞退する場合は「辞退届(様式6)」を提出するものとする。

(7) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市財務規則（平成 7 年規則第 34 号）、鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号）等関係法令の定めるところによる。